

「新居浜市上下下水道施設包括委託事業」募集要項等に対する質問及び回答

公表用No.	資料名	頁	部	章	節	項	①	項目名	質問事項	回答(公表用)
1	募集要項	5	2	2-3				事業の基本方針	「本事業の実施方式は、PFI法に基づくもの」との記載がありますが、民間資金による調達には求められていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	募集要項	8	2	2-7	(1)	表1		水道管路(基幹管路)	サービス管は、対象施設(配水管)に含まれるのでしょうか。	募集要項別紙1 2-2に記載の配水管(φ400以上)が対象となります。
3	募集要項	8	2	2-7	(1)	表1		本事業の対象施設ごとの対象業務	「※5 実施設計及び設置工事については市が指定する業者に委託する。」とありますが、随意契約による委託という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	募集要項	8	2	2-7	(1)	表1		義務事業	表1で示されている対象業務の中で、現在委託に出されている業務をご教授下さい。	開示資料において公表済みです。
5	募集要項	10	2	2-8	(2)	ア		本事業者が有する資産等	“市は、・・・必要と認めた場合”とありますが、事業者側が売却を望まない場合もあります。本文を、“必要と認めた場合かつ、事業者が売却を認めた場合”に変更して頂けないでしょうか。	必要と認めた場合かつ事業者が売却を認めた場合とします。事業契約書第96条をご覧ください。
6	募集要項	10	2	2-9		表3		提案見積の上限額	「なお、当該金額には、事業者に見積提案を求めない業務予定額に対して実績に応じて精算となる業務の予定額も含んでいる。」とありますが、事業者に見積提案を求めない業務とは、募集要項別紙2【表1-1】で、清算対象に該当する各施設の業務(様式5-5-2に貴市により数字が記載されている箇所に該当する業務)でしょうか。ご教示ください。	ご認識のとおりです。
7	募集要項	11	2	2-9		表3	-	表3 提案上限金額	提示されている内訳記入様式(見積上限)、参考見積上限値の金額と様式5-5-2、様式5-5-3の記載金額が異なっている部分が数カ所あります。総括管理費、雨水ポンプ場等維持管理、面整備(DB+CM)等。	様式5-5-3を修正します。
8	募集要項	11	2	2-9		表3		表 3	提案見積の上限額について、工水の改築工事・整備工事は計上されておきませんが、更新実施型へ移行した際の費用については別途協議とし、提案時は考えない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	募集要項	11	2	2-9		表3		提案見積の上限額	【表 3 提案見積の上限額】には、各業務について事業区分毎に提案上限額が設定されており、各業務の事業区分毎の上限額及び事業区分毎の合計額の上限額について、いずれの上限額も超えてはならないのでしょうか。事業区分毎の合計が上限額を超えていなければ、一部の業務の事業区分について上限額を超えることは可能なのでしょうか。ご教示ください。	水道事業、工業用水道事業及び下水道事業は、それぞれで予算を持っていますので、事業区分ごとに上限額を超えないようにしてください。
10	募集要項	11	2	2-9		表3		提案見積の上限額	表3 提案見積の上限額の基準日については、提案書作成要領5頁に記載されている令和7年9月時点でしょうか。	ご認識のとおりです。
11	募集要項	12	2	2-10	(2)			附帯事業	市は、附帯事業に係る費用の全てを負担する。とありますが、前項、表3「提案見積の上限額」には含まれない。という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	募集要項	12	2	2-11	(2)			サービス対価の変更	別紙2の指標は、今後市と事業者で協議し、変更になる可能性もあるとの理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	募集要項	12	2	2-11	(3)			サービス対価の支払い停止及び減額	サービス対価の支払い停止は、下水処理場の運転管理に関するサービス対価のみが、その対象となるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項別紙4、2(2)より、業務の未実施があった場合は、未実施相当分のサービス対価についても減額されます。
14	募集要項	12	2	2-11	(3)			サービス対価の支払い停止及び減額	運転管理におけるサービス対価の支払い停止及び減額について、「別紙3」を参照する旨の記載がありますが、「別紙4」が該当するものと思われます。記載の修正をお願いできますでしょうか。	記載が誤りのため修正します。
15	募集要項	13	2	2-12	(1)			改築工事の実施	貴市が実施する改築工事について、事業者は市に協力することと記載がありますが、検討や設計、工事が必要となった場合は、別途契約していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者に実施していただくことが合理的と判断される業務や工事については、別途契約することも考えられます。
16	募集要項	13	2	2-12	(3)			改築工事の対象	別紙6のリストはすべて対象とするのでしょうか。上限額を鑑みて、実施可能な範囲を対象とするのでしょうか。	別紙6を基本としますが、事業開始後の施設状況に応じて、対象施設の変更を提案することは可能です。また、交付金の交付状況にもよりますので、年度実施協定(改築工事)の締結時に実施内容を最終決定することになります。
17	募集要項	13	2	2-13				プロフィットシェア	プロフィットシェアの対象は、精算対象金額も含むという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、提案と削減効果の関連性が明確に判断される場合に限りします。
18	募集要項	13	2	2-13				プロフィットシェア	現状想定されておられるプロフィットシェアの官民比率をご教授下さい。	事業契約書(案)別紙12をご覧ください。
19	募集要項	14	2	2-15-3	(4)			財務状況	「公認会計士等による監査」とあるため、公認会計士の監査は必須でないとの理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
20	募集要項	15	2	2-15-4				性能未達の場合における措置	運転管理におけるサービス対価の支払い停止及び減額について、「別紙3」を参照する旨の記載がありますが、「別紙4」が該当するものと思われます。記載の修正をお願いできますでしょうか。	記載が誤りのため修正します。
21	募集要項	15	2	2-16				保険	事業者が付与すべき保険について、「別紙4」に示すと記載がありますが、「別紙5」が該当するものと思われます。記載の修正をお願いできますでしょうか。	記載が誤りのため修正します。

「新居浜市上下水道施設包括委託事業」募集要項等に対する質問及び回答

公表用No.	資料名	頁	部	章	節	項	①	項目名	質問事項	回答(公表用)
22	募集要項	15	2	2-16				保険	「事業者が付保すべき保険については、別紙4に示す。」とありますが、事業者が付保すべき保険は、別紙5に示されています。修正をお願いいたします。	【No. 21の回答と同じ。】
23	募集要項	16	3	3-2				募集及びスケジュール	事業契約書及び基本協定書について、目次のみの記載となっています。スケジュールには予定されていませんが、項目の内容が公開された段階で質問を受け付けていただくことは可能でしょうか。	事業契約書(案)及び基本協定書(案)の公表時に、質問を受け付けます。
24	募集要項	17	3	3-3-1			①	応募の構成	「・・・SPCへの出資を行う企業（以下「出資企業」という。）・・・」とありますが、要求水準書別紙1用語の定義では、SPCへの出資を行う企業を「構成企業」と定義されています。何れが「正」なのか、ご教示ください。	「構成企業」を正とします。
25	募集要項	19	3	3-3-3	(1)			⑦工事監理業務の実績	管路施設（水道、工業用水道、下水道）の工事監理業務に従事する者については、水道の工事監理業務実績がなくても、下水道の工事監理業務実績があれば、水道の工事監理業務に従事して差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	水道、工業用水道、下水道いずれかの管路施設の工事監理業務実績により参加可能です。
26	募集要項	19	3	3-3-3	(2)			工事を担当する企業	工事を担当する企業は様式集 様式3-6-6に記入しますが、「(2)工事を担当する企業-ア④工水管路の工事に関する業務に当たる者」を記載する様式がありません。工水管路の要件については今般の応募時には必要ないとの理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
27	募集要項	20	3	3-3-3	(3)	ア		標準活性汚泥法（現有処理能力25,700m ³ /日以上）の下水道法に基づく終末処理場の維持管理業務の実績を有していること。	この項目は、元請けとして請負ってなくても、よろしいのでしょうか。	元請けとしての実績が必要です。募集要項を修正します。
28	募集要項	22	3	3-4-5				現地確認	現地確認については、現地見学会とは異なり、こちらからの希望で特定の箇所を確認させていただける認識でよろしいでしょうか。	現地確認につきましては技術提案を行うために必要な箇所について、ご確認いただきます。
29	募集要項	23	3	3-4-7				競争的対話	競争的対話の実施手順をご教示ください。互いに事前に協議事項を申し入れ、それぞれで確認・調整したうえで対話に臨みたいと考えております。また、回数も特に制限されないと考えてよいでしょうか。	競争的対話の実施方法及び回数等の具体的な内容については、参加資格があるとされた者に通知します。
30	募集要項	23	3	3-4-8				附帯事業及び任意事業に関する予備的審査	「…なお、実施可否については、参加資格確認の結果と併せて通知する。」とあります。「否」と判断された提案についても、技術的課題の解決、計画の見直し等を行えば、提案書に記載することは可能との理解でよろしいでしょうか。	予備的審査については、市の政策方針や既存計画との整合性の観点から判断するため、「実施否」となった提案については提案書への記載を認めません。
31	募集要項	23	3	3-4-8				附帯事業及び任意事業に関する予備的審査	二次審査の技術提案書類には、「可」とされた附帯事業以外は記載できないとの理解でよろしいでしょうか。あわせて、予備的審査を行っていない（様式4-1を提出していない）提案は、技術提案書に記載できないとの理解でよろしいでしょうか。	前者、後者ともにご認識のとおりです。
32	募集要項	25	3	3-5-2				審査方法	委員会は提案審査書類を審査して点数化した後、プレゼンテーション等で提案内容を確認して、事前に審査した内容を必要に応じて見直されるという流れでよろしいでしょうか。	提案審査書類を事前確認し、プレゼンテーション等により不明瞭な提案箇所を確認した後、審査を実施します。
33	募集要項	25	3	3-6-2				SPCの設立	SPC本社所在地を本事業対象施設内とすることは可能でしょうか。この場合無償との理解でよろしいでしょうか。	前者については、可能とします。後者については、ご認識のとおりです。
34	募集要項【別紙1】	8						表6樋門・スクリーンの立地条件	多喜浜新6番、7番、松の端樋門の3か所が含まれていませんが、当該契約外となるのでしょうか。	契約外となります。
35	募集要項【別紙1】	20	3	3-1	(3)			更新路線	Ⅰ期は更新支援型であるが、事業者は設計に関与していないので工事受注が可能。Ⅱ期は更新実施型のため、事業者が工事実施可能という理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
36	募集要項【別紙2】	22						サービス対価の支払い方法	毎月支払い完成後支払、前金払い 部分払い、完成時支払、発生月ごとの出来高払いとありますがそれぞれの支払い条件（締め日、請求書締め日、お支払い日）を御教示願います。	事業契約書（案）に定めのない内容については事業者と協議の上、調整します。
37	募集要項【別紙2】	24						表1-4	運転管理業務のうち、水道施設■水源施設、工業用水道施設■工水施設に・調達管理の項目が抜けているという認識でよろしいでしょうか。（要求水準書の管理業務の要求水準には記載があります。）	【表1-7】にサービス対価B-4として見込んでいます。
38	募集要項【別紙2】	25						表1-5	保守管理の調査・清掃及び修繕業務のうち突発修繕が提案見積価格の精算対象予定額（要求水準書別紙11）として計上されておると理解します。状況により増減が非常に大きい業務であるため、提案見積価格から除いていただけないでしょうか。	突発修繕に係る費用につきましては事業者に見積提案を求めない業務予定額として計上しています。
39	募集要項【別紙2】	25	1		(2)	(2)	②	下水道管路における調査・清掃	下水道管路における調査・清掃については、処理場施設の浚渫同様、精算対象という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
40	募集要項【別紙2】	25	1		(2)	(2)		ア②サービス対価B-2の算出方法と支払方法	【表 1-5】下水道施設における廃棄物管理に関して、精算対象として記載されております。一方で、募集要項8頁では※1汚泥収集運搬及び処分契約は除くと記載されております。要求水準書11頁においても同様に記載されております。募集要項別紙2における当該記載内容については、廃棄物管理における労務費のみを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項別紙2【表1-5】における精算対象とする下水処理場からの産廃の運搬及び処分は、脱汚泥を除いた産業廃棄物を対象としたものです。

「新居浜市上下水道施設包括委託事業」募集要項等に対する質問及び回答

公表用No.	資料名	頁	部	章	節	項	①	項目名	質問事項	回答(公表用)
41	募集要項【別紙2】	26						【表1-6】	【表1-6】の「事業者の積算に基づく」の事業者とはSPCのことを指し、SPCが貴市へ提出する見積書に基づくものと理解して良いでしょうか。 また、突発修繕の「諸経費の算出方法」とはSPCの諸経費との理解で良いでしょうか。	前者について、ご認識のとおりです。 後者について、諸経費とは修繕にかかる諸経費全般を指します。
42	募集要項【別紙2】	26	1		(2)	(2)	②	突発修繕	処理場施設における突発修繕について、改築後の設備に対しても精算対象という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、契約不適合を理由とする場合は事業契約書(案)第58条によります。
43	募集要項【別紙2】	27						【表1-8】	【表1-8】中に「合意単価」とありますが、提案見積提出時において事業者が採用する単価は、契約時に合意したものと見なされるでしょうか。もしくは、貴市が上限価格を設定する上で採用された単価および使用量が公表されますか。	年度開始前に合意単価及び年間予定使用料を協議、決定する予定です。
44	募集要項【別紙2】	27						【表1-8】	【表1-8】薬品および消耗品等の精算額の算定方法にある3者見積とは、SPCが必ず3者に見積依頼しなければならないということでしょうか。効率性や緊急性を考慮して見積の有無、見積者数は協議とさせていただきたいと存じます。	状況に応じて協議可能とします。
45	募集要項【別紙2】	29	1	(2)	4)	ア		【表1-10】	D-1の※工事管理費(2.3%)はSPCの当該工事における施工管理費との理解でよろしいでしょうか。	公共工事の品質確保のために必要となる施工監督に要する費用となります。
46	募集要項【別紙2】	29	1	(2)	4)	ア		【表1-10】	D-2処理場整備費(上限545,080,000)は要求水準書別紙-6の整備工事対象施設一覧と解します。別紙-6には3条、4条の記載がありますが、3条の表に記載されている項目もすべてD-2の価格に含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
47	募集要項【別紙2】	29	1	(2)	4)			改築工事・整備工事の対価	【表1-10】前払い金をご教示下さい。	事業契約書(案)第56条をご覧ください。
48	募集要項【別紙2】	29	1	(2)	4)			改築工事・整備工事の対価	【表1-10】支払方法の部分払いは、協議により出来高を決定する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
49	募集要項【別紙2】	35	2	1	(1)	(1)		【表2-1】	改定に使用する指標(案)はそれぞれの指標の「平均」とありますが、平均の計算方法を提示ください。(毎年4月1日時点で公表される指標の直近12か月の平均など)	改定に使用する指標及び計算方法については、市と事業者で協議して決定する予定です。
50	募集要項【別紙2】	35	2	1	(1)	イ			「サービス対価については年1回見直しを行う」とありますが、令和9年4月1日の指標で見直しは実施されますか。(見積書は、提案書作成要領P5 4-(2)-カ-③にもとづき、令和7年9月の物価水準で提出するため、令和8年度の変動について見直しをお願いします。)	実施する予定です。
51	募集要項【別紙2】	35	2	2-1	(1)	(1)		統括管理業務の対価	サービス対価の改定に使用する指標(案)として、人件費は「企業向けサービス価格指数_諸サービス」が示されていますが、物価変動の実態を踏まえると「電工単価(設計労務単価)」の変動推移の方が適切と考えます。当該項目に拠らず、競争的対話の中で指標の変更について協議させていただくことは可能でしょうか。	募集要項P.12「2-11. サービス対価の支払い」(2)に記載のとおり、採用する物価等の指標については、事業契約前に市と事業者で協議し、最終決定するものとしています。
52	募集要項【別紙2】	35		別紙2	2			サービス対価の改定	各サービス対価に関しては年1回見直しを行うと記載されていますが、初回の見直しに関してはいかがでしょうか。見積上限額の設定(積算基準日)より契約締結日まで1年ほど経過するため、考え方についてご教示ください。	初回についても対象とします。
53	募集要項【別紙2】	36	2	1	(1)	(4)		改築工事・整備工事の対価(サービス対価D-1～D-3)の改定	「本業務にかかるサービス対価が著しく不適当」とは、基準となる工事価格に対し、具体的に何%変動するものと想定されますでしょうか。	事業契約書(案)第50条をご覧ください。
54	募集要項【別紙2】	38	2	2-2	(2)	(1)		サービス対価の改定対象となる施設改良等	ここでのサービス対価の変更は、プロフィットシェアの対象となり、改定額については、両者の協議によるものとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
55	募集要項【別紙3】	39	2	(2)	①			改築工事契約金額	SM計画に基づいて予定されている「対象工事の予定工事金額」の内、機器価格等内訳を開示お願いします。	機器価格等の内訳については開示いたしません。
56	募集要項【別紙3】	39	2	(1)	①			工事ごとの提案工事金額の設定	「事業者は、「改築実施基本協定」の締結までに、企画提案時における自らの提案工事金額の総額以下で各対象工事の提案工事金額を算定し、市へ提出して合意を得るものとする。」とありますが、物価上昇等やむを得ない事情で企画提案時の提案金額の総額以上となった場合、金額の変更協議は可能でしょうか。	物価変動等やむを得ない事情の場合、変更協議は可能です。
57	募集要項【別紙3】	40	2	(2)	②			提案個別単価	「提案工事金額を上限として算出した「提案個別単価」とありますが、算出方法をご教示ください。	技術提案時に提示のあった事業ごとの工事金額総額以下となるよう、個別工事ごとの事業費設定を行い、それに対応した設計書を作成した上で、工事数量総括表の細別の単価を設定し、市と協議の上、合意を行う方法を想定しています。
58	募集要項【別紙4】	42						別紙4	表1-1のレベル2の事例にある「汚泥契約基準」とは、要求水準書16頁【表3-4-5】脱水ケーキ含水率の要求水準の上限値(85%以下)を指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
59	募集要項【別紙5】	47	別紙5					事業者が付保すべき保険	事業者が付保すべき保険については、「第三者賠償保険、その他必要な保険を付保するものとする」とありますが、貴市にて加入されている保険(あるいは共済)で事業開始後も継続して加入する予定のものはありますでしょうか。貴市にて建物共済等に加入されている場合において、設備等に起因する火災や自然災害が発生した場合には、当該共済の利用は可能でしょうか。	市側で加入を継続する保険については、建物総合損害共済、水道賠償責任保険、下水道賠償責任保険となります。
60	要求水準書	3	1	1-6	(3)	(ウ)		地域住民との協調	地域住民との協調に必要と思われる行事、会合等想定されるものがあれば、ご教授下さい。	現時点で想定しているものではありません。

「新居浜市上下水道施設包括委託事業」募集要項等に対する質問及び回答

公表用No.	資料名	頁	部	章	節	項	①	項目名	質問事項	回答(公表用)
61	要求水準書	3	1	1-6	(4)	(ウ)		各種マニュアル	「本事業に必要な各種マニュアルを策定し、市に提出するものとする。」とありますが、各種について具体的な項目分け等がありますでしょうか。事業者の判断で問題ないでしょうか。	事業者の判断とします。
62	要求水準書	5	2	2-4	(3)			委託業務及び工事の発注並びに業務管理	地元企業への業務委託契約、発注業務は、重要な業務と考えますが、要求水準書には、本節以外に記載がありません。現在、貴市で実施されている業務発注の要領をもう少し詳しくご教授下さい。	地元企業への業務委託等発注については過去の実績等を考慮した上で、金額に応じた業者数を指名し発注しています。
63	要求水準書	7	2	2-5-2	(1)	(ケ)		地域人材の雇用	地域人材雇用について具体的な条件があればご教示下さい。	特に条件は指定しません。
64	要求水準書	9 (74)	2	2-7 (10-1)	(1)(2)			既存施設等の確認	事業開始時に事業開始前既存施設等健全性確認報告書を作成し、市の承諾を得るとありますが、既存施設の確認及びそれを取りまとめる時間猶予はいただけるという理解でよろしいでしょうか。 ※第10章において連やかにまとめて提出と記載がありますが、確認及び結果の取りまとめに要する時間は、既存施設数も多いことから1か月以上を要するかと想定しております。	ご認識のとおりです。なお、既存施設等の確認期間については事業契約書(案)第33条をご覧ください。
65	要求水準書	11	3	3-3-1	(4)			廃棄物管理業務	水質試験等から発生する薬品の廃液処理の扱いは、どうなるのでしょうか。	廃掃法に基づき適正な処理を事業者で行ってください。
66	要求水準書	11	3	3-3-1	(5)			情報管理業務	情報管理業務に用いるデータ管理ソフトや書式、仕様に関し、市が指定するものがありますでしょうか。	指定はありませんが、一般的な汎用ソフト(アプリ)を想定しています。
67	要求水準書	13	3	3-4-1	(2)	(ア)		流入下水水量上限	51,400m3/Dとありますが、ゲリラ豪雨等に備え、時間最大流入水量の上限を決めていただきたい。	過去の実績等を考慮し、時間最大流入水量は設定していません。流入水量の一時的な増加(日最大を上回らない範囲での)に伴う、要求水準未達が発生した場合には過去の実績を参考に協議を行うこととします。
68	要求水準書	13	3	3-4-1	(2)	(イ)		水量管理の要求水準	し尿受入量について、事業者が処理すべき1日当たりの受入量の上限をご教示ください。	し尿受入量については、搬入業者と事前に受入量を調整するため1日当たりの上限値を設定しておりません。過去の実績と比較して明らかな増加がやむを得ない場合に、リスクの負担や負担範囲について協議することを想定しています。 ※処理実績(し尿) 62m3/日、(浄化槽汚泥) 102m3/日
69	要求水準書	14	3	3-4-1	(2)	2)	(ア)	流入水質の上限	要3-4-3は下水道事業計画における流入水質と認識していますが、水処理施設においては、受入れたし尿による汚泥系からの返流水の影響が想定されます。現状の汚泥系返流水に係る水量及び水質データについてご教示ください。	開示資料に追加します。
70	要求水準書	15	3	3-4-1	(2)	2)	(ア)	事業者が処理すべき流入下水水質の上限	流入下水の水質上限について、上限値の設定根拠をご教示いただけますでしょうか。また、上限値が日平均で評価されることは表3-4-3から読み取れますが、明らかに一時的な水質変動により放流水の要求水準を逸脱した場合は、事業者の責任有無について協議の対象としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	前者については、事業計画から設定しています。後者については、ご認識のとおりです。
71	要求水準書	15	3	3-4-1	(2)	2)	(ア)	(ア) 事業者が処理すべき流入水質の上限	【表3-4-3】処理すべき流入下水水質の上限(日平均)と記載されています。悪質下水の流入に際しては、短時間であったとしても処理機能に著しい影響が出ることが想定されるところとします。そのため、日平均に限らず、悪質下水流入が想定される際には別途協議頂けないでしょうか。	協議対象とします。
72	要求水準書	15	3	3-4-1	(2)	2)	(イ)	事業者が確保すべき放流水質	表3-4-4の管理目標値(案)の設定根拠資料について、ご提供いただけますでしょうか。	管理目標値(案)は現状運用をもとに設定しており、根拠資料等はありません。
73	要求水準書	15	3	3-4-1	(2)	2)	(イ)	事業者が確保すべき放流水質等	放流水質及び脱水ケーキ含水率等については、「管理目標値(案)」がしめされています。この管理目標値(案)についてはあくまでも貴市の案であり、事業者が提案する管理目標値が最終的に要求水準上の「管理目標値」になるとの理解でよろしいでしょうか。なお、外部環境の変化により管理基準は都度変化することが予想されるため、管理目標値について契約期間内に事業者提案により見直しが行えるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、市と協議して最終決定となります。
74	要求水準書	15	3	3-4-1	(2)	2)	(イ)	(イ) 事業者が確保すべき放流水質	要求水準の判定基準(日平均など)をご教示ください。脱水ケーキ含水率についても同様に教示ください。	放流水質については、要求水準書3-4-1(2)2) (イ)③、脱水ケーキ含水率については、要求水準書3-4-1(2)3) (ア)④をご覧ください。
75	要求水準書	16	3	3-4-1	(4)			水質管理業務	下水処理場の平日の水質測定及び脱水機運転時の汚泥測定及び記録について、測定項目、測定頻度、具体的な測定箇所についてご教示ください。	参考資料2 現状の保守点検状況をご覧ください。脱水機運転時の測定は、消化汚泥濃度1回/運転、脱水ケーキ含水率3回/運転を現場の水分計で現状行っています。
76	要求水準書	18	3	3-4-2	(2)	(ウ)		業務の再委託	(ウ)で規定されている点検業務は、再委託が可能でしょうか。また再委託に関し、市の条件があれば、ご教示ください。	再委託は可能です。また、再委託に関し市の条件はありません。
77	要求水準書	18	3	3-4-2	(2)	(ウ)		自家用電気工作物の保守点検	下水処理場(p18)、し尿受入れ施設(p22)、水源施設(p32)、雨水ポンプ場施設(p44)に関する自家用電気工作物における保安点検が業務範囲として記載されていますが、各施設における電気主任技術者の選任を貴市及び事業者のどちらで選任するのか明記いただけますようお願いいたします。	事業者側で選任することを想定しています。
78	要求水準書	18	3	3-4-2	(2)	(ウ)		下水処理場の自家用電気工作物点検	下水処理場において、事業者は電気事業法上の「みなし設置者」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識のとおりです。

「新居浜市上下水道施設包括委託事業」募集要項等に対する質問及び回答

公表用No.	資料名	頁	部	章	節	項	①	項目名	質問事項	回答(公表用)
79	要求水準書	18	3	3-4-2	(3)	(エ)		浚渫業務	市が別途契約している「管渠等清掃業務」の内容は、開示していただけるのでしょうか。	開示資料において開示しています。
80	要求水準書	18	3	3-4-2	(3)	(エ)		設備機器の清掃	スクリープレス脱水機は性能回復の定期的なスケールクリーニング（薬品洗浄）との記載がありますが、こちらは固定費Bの清算対象に含む事は可能でしょうか。	募集要項別紙2【表1-4】の処理場施設の保守点検に該当しますので、サービス対価B-1として精算対象とは考えていません。
81	要求水準書	18	3	3-4-3				修繕業務の要求水準	定期修繕、突発修繕の年度上限額に関して、双方融通させることは可能でしょうか。また、定期修繕に関しては、交付金対象となる修繕は含まないとの理解で良かったでしょうか。考え方についてご教示ください。	ご認識のとおりです。交付金対象の修繕はありません。
82	要求水準書	18, 19	3	3-4-3	(1) (2)			定期修繕と突発修繕	設備の機能を維持するために部品を交換する場合は、修繕に該当すると認識しております。緊急時においてはより迅速に対応を行うため、現場従事者が部品交換を行う場合もございます。この時は、部品費に加え、現場従事者の人件費に関しても精算対象といただく理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合は、現場従事者で行えるため保守点検業務の範囲と考えていますので、部品費のみ精算対象となります。要求水準書の記載内容を修正します。
83	要求水準書	18	3	3-4-3	(1)			定期修繕	事業終了時における施設の原状回復のための修繕を含むと記載されています。本事業に際し、事業者が提案により設置した設備類の撤去、現状復旧について、当該項目に該当するでしょうか。	事業者の費用と責任で設置された施設のうち、市に譲渡されていないものについては、当該項目には該当しません。
84	要求水準書	18	3	3-4-3	(1)			定期修繕	修繕には「定期修繕」「突発修繕」があり、要求水準書【別紙-11】にて下水処理場は年額8,000千円となっています。定期修繕計画を作成する際に130万/1件を超えるものは、その時点で貴市の承認が得られると考えて良いでしょうか。また、年額が8,000千円以上になった場合、あるいは10年間で80,000千円以上になった場合は、別途契約が可能でしょうか。	前者について、市と協議の上、合理性が認められる場合承認する流れとなります。後者については、予算状況等により協議、決定となります。
85	要求水準書	19	3	3-4-3	(2)	(イ)		突発修繕	1件130万円を超える突発修繕を行う際、市と協議し認められれば、随意契約で実施することが可能でしょうか。	ご認識のとおりです。
86	要求水準書	27	3	3-7-2	(3)	(ア)	①	調査	管路の閉塞、道路の陥没の発生箇所・件数の情報開示をお願いします。	インフォメーションパッケージの苦情内容等のうち緊急対応件数（修繕＝陥没、清掃＝閉塞）でご確認ください。
87	要求水準書	27	3	3-7-2	(3)	(ア)	①	調査	基本業務指標（必達目標）は、設定されていますでしょうか。（道路陥没箇所数、管路閉塞事故発生件数、苦情件数等を想定）	指標の設定はありません。
88	要求水準書	27	3	3-7-2	(3)	(ア)	①	調査	貴市で実施された下水道管路の健全度調査があれば、情報開示をお願いします。	令和3年度までの健全度調査結果は開示資料にて開示済みです。令和5年度、令和6年度に実施した調査結果を開示資料として追加します。
89	要求水準書	27	3	3-7-2	(3)	(ア)	①	調査	下水道管路の調査は、「管路の閉塞発生時や陥没等の事象発生時において、原因の特定に必要な調査を実施、清掃・修繕の方法を検討する。」と記載されていますが、予防保全的な調査は、要求水準に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、上限額の範囲内であれば、市との協議の上、予防保全的な調査を実施することを妨げません。
90	要求水準書	28	3	3-7-2	(3)	(イ)	①	清掃	下水道管路清掃の頻度、場所、実施延長の情報開示をお願いします。	インフォメーションパッケージをご確認ください。
91	要求水準書	28	3	3-7-2	(3)	(イ)	①	清掃	下水道管路清掃は、「管路の閉塞時及びマンホールポンプ場の異常発生時に行う。」と記載がありますが、予防保全的に清掃を実施することは、要求水準に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、上限額の範囲内であれば、市との協議の上、予防保全的な調査を実施することを妨げません。
92	要求水準書	28	3	3-7-3	(1)	(ア)		突発修繕	修繕に含まれる「小規模な布設替え」とは、スパンの何割等、目安となる数字がありますでしょうか。	管路の破損等に伴う布設替えで、修繕1件当たりの上限額の範囲内かつ、交付金の対象外となるものを想定しています。延長等の目安となる指標はありません。
93	要求水準書	28	3	3-7-3	(1)	(ア)		突発修繕	（修繕には小規模な布設替えを含む。）とありますが、小規模な布設替えとは、どの程度の規模（管径、延長など）を想定されておりますでしょうか。ご教示ください。	【No. 92の回答と同じ。】
94	要求水準書	29	3	3-7-4	(1)	(ウ)		情報管理業務	既存データからのデータ提供は無償提供頂ける事でよろしいでしょうか。また、既存データと現地での差異がある場合の修正については貴市で対応頂ける事でよろしいでしょうか。	前者について、ご認識のとおりです。後者について、協議により対応を検討します。
95	要求水準書	29	3	3-7-4	(1)	(オ)		情報管理業務	情報管理の一元化とは、同一システムで上下水道の管路情報を管理することでしょうか。そのような認識の場合、システムの一元化は事業開始時ではなく、事業期間中の構築としてもよろしいでしょうか。	効率的な運用を行うにあたって、同一システムでの管理へ移行することを想定しています。システムの一元化時期については提案に基づき、市と事業者で協議することを想定しています。
96	要求水準書	29	3	3-7-4	(1)	(オ)		情報管理業務	管理方法の検討とは受注後に貴市と協議するとの理解でよろしいでしょうか。仮に甲乙協議し導入する場合は構築費用、運用費用は本業務とは別途契約頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	提案をもとに、市と事業者で協議することを想定しています。また、構築費用や運用費用については提案をもとに協議を行い、別途契約を締結する場合もあると想定しています。
97	要求水準書	30	4	4-3	(4)			情報管理業務	現在市が管理されている状況をご教示下さい。また市として要望があればご教示下さい。	基本的には紙資料で管理しています。完成図書の図面・写真の一部は電子データとなります。
98	要求水準書	32	4	4-4-2	(2)	(オ)		配水池内部等の計画的清掃	過去報告書がございましたら、様式2-2開示資料申込書で申請しますので開示をお願いします。	開示資料に追加します。
99	要求水準書	32	4	4-4-2	(3)			衛生管理業務	本項他、水道施設、工水施設において剪定、草刈業務がございますが、具体的な物量（面積等）、廃棄物の持ち込み先とその費用負担をご教授下さい。	具体的な作業面積を開示資料に追加します。廃棄物の持ち込み先及び費用負担は業務委託内容に含まれており、委託業者にて選定しています。

「新居浜市上下水道施設包括委託事業」募集要項等に対する質問及び回答

公表用No.	資料名	頁	部	章	節	項	①	項目名	質問事項	回答(公表用)
100	要求水準書	34	4	4-6-1	(1)	(ウ)		基本的水準	“事業者は、・・・著しい損傷がない状態で市に引渡しが行なえるよう・・・。”とありますが、不可視部が大半を占めるなかで、どのような定義をもって“著しい損傷がない状態”とするかご教授下さい。(水道管路についての項ですが、工水管路についても同様です。)	水道管路及び工水管路については漏水の放置等が該当になると現時点では想定しています。なお、事業契約書(案)第95条に基づき実施する確認時に確認可能内容を協議し、確認することとなります。
101	要求水準書	34	4	4-6-1	(2)			保守点検業務	法令点検及び漏水調査の実施記録の情報開示をお願いします。	法令点検記録については開示資料にて開示済みです。漏水調査については職員で不定期に目視調査を実施しておりますが実施記録等を作成しておりませんので開示可能な資料はありません。
102	要求水準書	34	4	4-6-1	(2)	(イ)		漏水調査(目視点検)	現在の市の管理方法についてご教示下さい。	不定期で目視点検を行っています。
103	要求水準書	34	4	4-6-2	(1)			突発修繕	突発的な管路の破損、陥没の発生箇所・件数等の情報開示をお願いします。	突発的な管路の破損は過去5年間で導水管空気弁漏水の1件です。発生箇所は開示資料に追加します。
104	要求水準書	34	4	4-6-3	(1)			情報管理業務	現在の管理方法についてご教示下さい。また既存水道台帳データの提供は無償提供頂ける事でよろしいでしょうか。現地との差異がある場合の修正は貴市による対応でよろしいでしょうか。	管路台帳システムによる管理の外、紙ベースで各種竣工図面、給水申請書等をファイリングしています。既存管路台帳システムのShapeデータは無償で提供します。台帳の修正作業は協議により対応を検討します。
105	要求水準書	34	4	4-6-3	(1)	(エ)		情報管理業務	下水道同様、管理方法の検討とは受注後に貴市と協議する事で理解してよろしいでしょうか。仮に甲乙協議し導入する場合は構築費用、運用費用は本業務とは別途契約頂ける事で理解してよろしいでしょうか。	提案をもとに、市と事業者で協議をすることを想定しています。また、構築費用や運用費用については提案をもとに協議を行い、別途契約を締結する場合もあると想定しています。
106	要求水準書	35	4	4-6-3	(1)	(エ)		情報管理業務	GISを基盤として一元管理を上下水一体で行うことを要求されています。既存システムの情報開示をお願いします。	既存システムはフジ地中情報(株)のF-mapを使用しています。
107	要求水準書	35	4	4-6-3	(1)	(エ)		情報管理業務	GISを基盤として一元管理を上下水一体で行うことを要求されています。既存システムに入力されているShapeファイルは無償貸与をして頂けるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
108	要求水準書	40	5	5-6-1	(2)			保守点検業務	点検及び漏水調査の実施記録の情報開示をお願いします。	開示資料に追加します。
109	要求水準書	40	5	5-6-1	(3)	(ア)		清掃業務	第2取水路内の清掃の実施記録(清掃頻度、排出した砂の量)の情報開示をお願いします。	年に1度、人力で1日程度行っています。河川より流入した砂を河川に戻しています。
110	要求水準書	40	5	5-6-1	(3)	(ア)		清掃業務	排出した砂の処分先をご教授下さい。	処分はありません。
111	要求水準書	40	5	5-6-1	(3)	(イ)		清掃業務	山根配水場の流出弁側ネット清掃の実施記録の情報開示をお願いします。	年に1度、配水池の水抜き清掃(3日程度)に合わせて行っています。
112	要求水準書	40	5	5-6-2	(1)			突発修繕	突発的な管路の破損、陥没の発生箇所・件数の情報開示をお願いします。	突発的な管路の破損は過去5年間で制水弁フランジ継手部からの漏水の1件です。発生箇所は開示資料に追加します。
113	要求水準書	40	5	5-6-2	(1)	(イ)		工水管路突発修繕	1件当たりの上限額130万円にたいしてエクセルの見積上限(8-2:70行)が100万円となっております。突発修繕上限100万との理解でよろしいでしょうか。	年間の想定費用は100万円を想定していますが、100万円を超える修繕が必要となった場合は協議の上、130万円を基本とし、実施することも可能です。
114	要求水準書	41	5	5-6-3	(1)	(ウ)		情報管理業務	工水管路には、GIS一体管理を求められていませんが、そのような理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
115	要求水準書	43	6	6-1-3	(5)			運転管理業務の仕様 保安管理業務	「雨水ポンプ場等における不審者の立ち入り等による事故防止、盗難その他の事態を防止するために施設の保安管理を行うものとする。」夜間・休日等の常時監視までの要求ではなく門欄があるところは施錠、建物の施錠と考えてよいのか?	ご認識のとおりです。
116	要求水準書	44	6	6-1-4	(3)	(イ)		雨水ポンプ場 等 のゴミ収集及び運搬処理	雨水ポンプ場等から発生するし流等は、一般廃棄物と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
117	要求水準書	43	6	6-1-4	(4)			保守管理業務の仕様 衛生管理業務	「(イ)建物等諸室の清掃業務(床面清掃、ワックス掛け、窓ガラス清掃)及び設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。」とありますが、清掃の頻度は事業者の任意でよろしいでしょうか。現仕様にはなく追加業務となりますので範囲・頻度につきましてはご協議をお願いします。	雨水ポンプ場の運転管理業務等を行う上で必要な建築物等諸室の清掃業務を事業者の任意で実施していただく想定です。
118	要求水準書	46	6	6-1-7	(1)			情報管理業務の仕様	その他業務における現在の情報管理方法についてご教示ください。	電子媒体で管理しております。
119	要求水準書	58	7	7-4-3	(5)	(ア)	②	その他特記事項	事業計画や総合地震対策計画など計画関連業務について変更が生じた場合は貴市により変更手続きを行う事でよろしいでしょうか。また、別途契約でSPC側の対応となるのかも併せてご教示下さい。	前者について、ご認識のとおりです。後者について現時点ではSPC側の対応となる想定とはしておりませんが、SPCが実施することが合理的と判断される業務についてはSPC側で対応する可能性もあります。
120	要求水準書	63	7	7-5-1	(2)	(ア)		年次計画見直し案	年次計画表の修正イメージ、ボリュームを想定したいので、現時点の年次計画表の公表をお願いいたします。また、「長期的な事業のシナリオ設定を踏まえ」とありますが、これは貴市が設定しているシナリオという理解でよろしいでしょうか。その場合、そのシナリオ設定をご教示下さい。	開示資料に追加します。
121	要求水準書	63	7	7-5-1	(2)	(ア)		年次計画見直し案	具体的な検討内容について開示をお願いいたします。また、根拠数値なども併せて開示をお願いいたします。	保守点検等の結果をもとに、年次計画表の時点修正に関する助言を行うことを求めているものであり、年次計画表については助言をもとに市側で作成するため、根拠数値等はありません。
122	要求水準書	64	7	7-5-2	(2)	(イ)	④	施工方法の検討	受水企業の今後利用状況(将来計画)について可能な範囲で提供をお願いいたします。	今後の利用状況について、現状と同等の利用を見込んでいます。
123	要求水準書	64	7	7-5-2	(1)	(ア)		業務概要	工業用水管(DIP(A)φ800) L=1,700mは、どの範囲を表していますでしょうか。	開示資料に追加します。

「新居浜市上下水道施設包括委託事業」募集要項等に対する質問及び回答

公表用No.	資料名	頁	部	章	節	項	①	項目名	質問事項	回答(公表用)
124	要求水準書	65	7	7-5-3	(1)	(ア)	③	施設概要	施設概要：送水管（DIP (A) 400外） L=2,350mと記載があります。誤記と思われますが、延長の正しい数量をご教示ください。2,350m、23,500mのどちらと認識すればよろしいでしょうか。	L=2,350mが正でとなりますので、要求水準書を修正します。
125	要求水準書	66	7	7-5-3	(1)	(イ)		業務対象	工業用水管（DIP (A) φ800）L=1,000mは、どの範囲を表していますでしょうか。	開示資料に追加します。
126	要求水準書	66	7	7-5-3	(2)			管路改築工事実施設計業務 業務内容	工事に必要な図面、数量、概算工事費設計書、工事特記仕様書、積算資料、工期算定計算書を成果品として提出したあと、工事発注に関する手続き（設計書作成以降）を貴市が行うという流れでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
127	要求水準書	67	7	7-5-4	(1)			改築工事監理業務 業務対象	工事監理業務と管路改築工事実施設計業務の業務対象（延長）が異なりますが、設計対象と工事監理対象は異なるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
128	要求水準書	67	7	7-5-4	(2)			業務内容	工事監理業務は、貴市監督者のもと実施するという理解でよろしいでしょうか。 また、貴市監督者の役割をご教示ください。	前者について、ご認識のとおりです。 後者について、「新居浜市工事監督員規定」に基づく監督員であり、工事請負契約書や共通仕様書に基づく監督員の役割となります。
129	要求水準書	70	8	8-2	(2)			配置技術者	円滑な工事実施のため、複数施設の工事を一本にまとめて、監理技術者運用マニュアルに則り、一人の配置技術者を担当させることは可能でしょうか？また、同時期の整備工事についても兼任は可能でしょうか？	SPCと工事請負締結を行う工事業者との関係において、建設業法上で必要な技術者を配置してください。その中で監理技術者運用マニュアルに則り、兼任させることは改築工事及び整備工事の区分を問わず可能です。
130	要求水準書	70	8	8-2	(2)			工事実施体制及び配置技術者	「工事の内容に合致した所定の資質・経験を有する技術者」は、事業者側で設定し、書類を届け出し、承認を得る、の考えでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
131	要求水準書	73	8	8-4	(1)			対象施設の性能、品質、規格等	ストックマネジメント計画に基づいた計画以上の検討は難しいと考えます。特に水量、水質について貴市事業計画によるものが大きいと考えます。 検討する場合は既存施設を含めダウンサイジングも検討する事になりますがよろしいでしょうか。	検討時にご提案ください。
132	要求水準書	75	10	10-1	(3)			確認の方法	施設の健全性については「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」や「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」において確認するものと想定します。「著しい損傷がないこと」や劣化の定義については明確に判別することは困難であると考えますが、健全度のスコアに基づき判定されることを想定されていますでしょうか。	合理的に把握できるデータ等により健全度で評価できる施設については健全度のスコアで判定することを想定しています。
133	要求水準書	76	10	10-2	(4)			契約不適合に対する措置	文末に「の定めに従うものとする。」と記載があります。削除忘れ文章と思料しますので、修正をお願いいたします。	記載が誤りのため修正（削除）します。
134	要求水準書	82	14	14-6				中間総合評価	中間評価資料の作成については貴市より外部委託を検討される予定でしょうか。外部委託する場合の担当者は本業務を担当した方を選任する条件を付与いただくことを希望します。	外部委託は予定していません。
135	要求水準書	82	14	14-6	(2)	(ア)		中間総合評価	【表4-4】及び【表4-5】は【表3-4-4】及び【表3-4-5】と考えます	記載が誤りのため修正します。
136	要求水準書	85	15	15-3-2				緊急事態発生時の対応	緊急時には、全ての雨水ポンプ場に社員又は運転員を、配置する必要があるのでしょうか。	緊急時に対応できるよう緊急配備計画を策定することとなっているため、各施設の状況を把握し、事業者の判断で配置決定を行ってください。
137	要求水準書	85	15	15-3-3	(1)			水質異常における対応等	配水の濁度等の点検及び緊急対応記録の情報開示をお願いします。	開示資料に追加します。
138	要求水準書	87	16	16-5	(1)			事業者が設置した設備等の譲渡	事業者が設置した設備等の譲渡に関しては、貴市が要求した場合において行われることとなりますが、当該譲渡の要求は設置時点において行われるのか、事業終了時点で行われるのか、いずれの場合を想定されておりますでしょうか。 ケースバイケースであると存じますが、基本的な方針についてお聞かせください。 なお、設備設置時点において、事業終了時の譲渡が見込まれる場合と事業終了時にならないと判断できない場合では、撤去費の想定や事業者側の会計処理（償却額）が変わってくることから、どの時点で判断されるのかは重要な要素と考えております。	事業契約書(案)第96条に基づき、本事業期間の満了又は事業契約の解除による終了時を想定していますが、施設改良等の提案時において事前に譲渡の方針について協議を行うことは可能です。ただし、事前協議において譲渡の方針となった施設等についても、譲渡時に提案時の効果や施設状態が保たれているかを確認し判断する想定です。
139	要求水準書_別紙	別紙2	1					事業全体を統括する者（統括遂行責任者）	「※各統括責任者又はコンサルタント業務の管理技術者との兼任は可能である。」とあります。 「各統括責任者」は「各業務主任技術者」の誤りででしょうか。	ご認識のとおりです。「各統括責任者」を「各業務主任技術者」に修正します。
140	要求水準書_別紙	別紙2	2				①	下水処理場業務主任技術者	「・・・場合、統括責任者の専任は不要とする。」この統括責任者とは下水処理場業務主任技術者のことを指していると解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。「統括責任者」を「業務主任技術者」に修正します。

「新居浜市上下水道施設包括委託事業」募集要項等に対する質問及び回答

公表用No.	資料名	頁	部	章	節	項	①	項目名	質問事項	回答(公表用)
141	要求水準書_別紙	別紙2	2				①	下水処理場業務主任技術者	「※下水道法第22 条第2項に規定する資格を有する者を別に専任配置する場合、統括責任者の専任は不要とする。」とあります。 「統括責任者」とは「下水処理場業務主任技術者」の誤りでしょうか。	【No. 140の回答と同じ。】
142	要求水準書_別紙	別紙2	2				①	別紙-2	2①下水処理場業務主任技術者に、「※下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者を別に専任配置する場合、統括責任者の専任は不要とする。」とあります。これは、従事者の中に資格を有する者がいれば、下水処理場業務主任技術者は専任しなくても良いということでしょうか	業務主任技術者の配置は必要ですが、当該業務の従事者の中に資格を有する者がいて、当該業務に専任で従事するのであれば、業務主任技術者に専任までは求めないという趣旨です。
143	要求水準書_別紙	別紙2	2				②	し尿処理浄化槽汚泥受入施設業務主任技術者	「・・・場合、統括責任者の専任は不要とする。」この統括責任者とはし尿処理浄化槽汚泥受入施設業務主任技術者のことを指していると解釈してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。「統括責任者」を「業務主任技術者」に修正します。
144	要求水準書_別紙	別紙2	2				②	し尿浄化槽汚泥受入施設業務主任技術者	「※下水道法第22 条第2項に規定する資格を有する者を別に専任配置する場合、統括責任者の専任は不要とする。」とあります。 「統括責任者」とは「し尿浄化槽汚泥受入施設業務主任技術者」の誤りでしょうか。	【No. 143の回答と同じ。】
145	要求水準書_別紙	別紙2	1, 2					統括責任者	別紙2の「1」「2」に記載のある「統括責任者」について、要求水準書別紙1用語の定義には記載がありません。 「統括責任者」は「業務主任技術者」との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。「統括責任者」を「業務主任技術者」に修正します。
146	要求水準書_別紙	別紙2	2	2-1				2－1 通常の業務範囲で配置が必要な有資格者	(5) 雨水ポンプ場における必要資格に第一種電気工事士とありますが、これに関して認定電気工事従事者（第一種電気工事士）で認めていただくことは可能でしょうか。	No. 152の回答をご覧ください。
147	要求水準書_別紙	別紙2	2	2-2				2－2	2－2での表記に 酸素欠乏・危険作業主任者 (第一種又は第二種)との表記がありますが 酸素欠乏危険作業主任者(旧一種) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(旧二種) と読み替えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです
148	要求水準書_別紙	別紙6						整備工事対象施設一覧	実施内容の詳細は、事業者が判断してよいでしょうか？ また、事業者で不要と判断した場合は事前に市殿に申し入れれば延期できると考えてよいでしょうか？	整備工事の実施については、市と事業者で協議の上、判断します。
149	要求水準書_別紙	別紙6							別紙6には脱水設備が含まれていますが、開示資料「提案書作成要領参考資料」のスケジュールには脱水設備が入っていません。WPPP対象外であり、期間中での4条予算による更新は無いと考えてよろしいでしょうか。	現在想定している対象施設ではありませんが、事業期間中の協議により実施する可能性もあります。
150	要求水準書_別紙	別紙6							ほとんどの工事で土木や建物関連の事項が含まれていません。 水処理設備等の工事では、機器更新に合わせて防食や断面修復等の工事を行うことが望ましく、それらの費用については本提案には含まず、個別工事契約の際に別途工事もしくは別途予算確保していただくことは可能でしょうか。	防食や断面修復工事の費用は含んでいません。工事の詳細は、実施設計で検討し、実施有無を判断します。
151	要求水準書_別紙	別紙8	3		(1)			緊急事態発生時の対応	緊急時には、全ての雨水ポンプ場に社員又は運転員を、配置する必要があるのでしょうか。	【No. 136の回答と同じ。】
152	要求水準書_別紙	別紙8	6		(1)			6 資格者の選任	要求水準書別紙2において 雨水ポンプ場における必要資格に第一種電気工事士とありますが 別紙8の資格者の選任においては 事業者は、保守点検業務に当たる者として、第3種電気主任技術者の有資格者又は、プラント施設保守点検（電気設備）の実務経験を直近5年中3年以上ある者を選任し、技術者として配置させなければならない。 とありますが、資格要件はどちらが正でしょうか	別紙8の要件を正とし、要求水準書_別紙2を修正します。
153	要求水準書_別紙	別紙8	16		(1)				16. 事務用品等(1)「事業者は、業務履行上必要な事務用品等を自ら用意するものとする。ただし、次に掲げる消耗品等は実績に応じて市が費用を負担する。」とある消耗品等は要求水準書別紙11にある雨水ポンプ場の突発修繕費10,800千円/年額の中で処置されるものと理解して良いでしょうか。	調達管理の費用の中から処置します。
154	要求水準書_別紙	別紙8							愛媛県王子川水門操作規則と現状の管理状況についてご協議をお願いします。	同様の操作となりますので、要求水準書_別紙8に文言を追記します。
155	要求水準書_別紙	別紙11						別紙-11 維持管理業務の想定費用	別紙-11に各業務における年間の想定費用を記載頂いています。 過年分の実績からの試算と思われますが、各業務の発注一覧を開示頂きたいです。特に各施設における突発修繕業務は、その頻度により業務負荷が変わりますので、事前に業務負荷を把握する為にも開示をお願いします。	各業務の修繕発注状況については、インフォメーションパッケージに施設については一覧、管路については集計にて公表しています。

「新居浜市上工下水道施設包括委託事業」募集要項等に対する質問及び回答

公表用No.	資料名	頁	部	章	節	項	①	項目名	質問事項	回答(公表用)
156	要求水準書_別紙	別紙11						各業務における年間の想定費用	本様式の想定費用（修繕）について、別紙_様式5-5-2参考見積内訳書の入力額と差異が見受けられます。改めて貴市の見解をお示しください。 別紙-11 下水処理場及び受入施設の修繕合計額：10,000,000円 様式5-5-2参考見積内訳書 下水道_処理施設の修繕額：10,040,000円（K列48行） 別紙-11 水道管路の修繕合計額：1,300,000円 様式5-5-2参考見積内訳書 水道管路の修繕額：0円（K列61行） 別紙-11 雨水ポンプ場等の修繕合計額：10,800,000円 様式5-5-2参考見積内訳書 雨水ポンプ場等の修繕額：10,850,000円（K列146行）	要求水準書_別紙11は運用上の目安として示す上限額であり、参考見積内訳書には現時点で見込んでいる事業実施に必要な額として開示しています。
157	要求水準書_別紙	別紙13						設備破損事故	「機能回復措置の実施」が「受注者」となっていますが、「受注者の責めに帰するとき」との理解でよろしいでしょうか。	この表は役割分担を表したものであり、費用負担を表したものではありません。機能回復措置は事業者を実施いただきたいと考えており、費用については市が負担します。
158	要求水準書_別紙	別紙14	4		(3)			説明及び協議資料の作成	関係官庁、地元との打合せ、立会は何回を想定されていますか。	関係官庁との打ち合わせ、立会基本的には市側で実施しますが、内容に応じて臨場を求める場合があるとご理解ください。地元との打合せ、立会について、工事の着工に伴う地元挨拶は各工事1回を想定しておりますが、その他の打合せ、立会については工事件件にもよるため回数の想定はありません。
159	要求水準書_別紙	別紙14	7		(3)			工事用BM及び丁張の確認	確認頻度をご教示ください。	工事毎に工事用BMの有無を確認しています。高さについては工事業者において確認しています。丁張についてはコンクリート構造物等を施工する際に必要に応じて確認しているものであり、決まった頻度はありません。
160	要求水準書_別紙	別紙14	7					施工状況の確認等	(10)(11)(15)(16)(23)(28)(29)の対象とされている、具体的な構造物をご教示ください。	当該対象が必要となる構造物全般を指します。
161	要求水準書_別紙	別紙14	7		(36)			その他現場の巡回指導	巡回頻度をご教示ください。	巡回頻度は定めておりません。適切な進捗と品質を確保するために必要な巡回を事業者の判断で行ってください。
162	要求水準書_別紙	別紙14	8		(1)			施工管理試験要領による試験の立会及び結果の確認	人工算定のため、「施工管理試験要領」を開示して頂けないでしょうか。	下水道工事事業（案）に記載されている品質管理基準に基づき試験を指します。
163	要求水準書_別紙	別紙14	12		(1)			災害、事故の連絡報告	想定されている発生回数があればご教示ください。	想定している発生回数はありません。
164	要求水準書_別紙	別紙14	12		(3)			周辺住民の苦情、意見の連絡報告	想定されている発生回数があればご教示ください。	想定している発生回数はありません。
165	要求水準書_参考資料	参考資料1	2		(1)	表5			表5樋門・スクリーンの立地条件 松の端樋門 新六番樋門 新七番樋門 については募集要項（別紙）表6樋門・スクリーンの立地条件には含まれていません。	対象施設として含みませんので、要求水準書_参考資料1を修正します。
166	要求水準書_参考資料	参考資料2						現状の保守点検状況	記載されている内容については、あくまでも参考であり、法定点検を除き、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
167	モニタリング基本計画書	2	第1	3	(3)			事業評価委員会	事業評価委員会は5年に1度の実施が想定されており、事業の中間評価及び終了時の総合的な評価を行う機関であると理解しています。その一方で、同頁の図1-1においては、事業評価委員会は「第三者モニタリング」として位置付けられ、「事業の総合的な履行監視」を行うことが明示されています。 事業評価と履行監視では、その位置づけは似て非なるものだと考えますが、事業評価委員会はあくまでも前者（事業評価機関）であり、履行監視を行う機関ではないという理解でよろしいでしょうか（本事業はあくまでも委託であり、第三者による履行監視は不要と考えます）。	ご認識のとおりです。履行の直接的な監視は市が行い、5年に1回事業評価委員会においてそれまでの事業の履行状況等を評価することを予定しています。なお、第三者による直接的な履行監視は予定していません。
168	モニタリング基本計画書	3	第1	5				モニタリングに要する費用の負担	事業者が実施するセルフモニタリングの実施頻度や実施方法は事業者提案との理解でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
169	モニタリング基本計画書	5	第2	2	(2)	①		会議体の設置	事業評価委員会に、事業者が参加する見込みでしょうか。	参加いただくことを予定しています。
170	事業契約書	2		第2章				各業務の委託先との契約締結	“運転業務及び日常点検業務”が再委託禁止業務として記載されています。一方で要求水準書には「日常点検業務」という記載はなく、運転業務に日常点検が含まれていると読めます。そこで、この記載を運転業務のみとし”及び日常点検業務”を削除するのはいかがでしょうか。	事業契約書(案)において「構成員外委託禁止業務」を定義しています。

「新居浜市上下水道施設包括委託事業」募集要項等に対する質問及び回答

公表用No.	資料名	頁	部	章	節	項	①	項目名	質問事項	回答(公表用)
171	事業契約書（概要案）	3		第8章				サービス対価の支払等	サービス対価の支払いについて、特に設計業務及び改築工事等、業務完了時（あるいは前払・部分払）の支払いとなっているものについては、SPCにて資金調達が極力不要となるような支払いタイミングを検討いただきたく存じます。例えば、過去に改築工事が含まれるような事業の場合においては、前払・部分払は請求から2週間程度、完了時の払いは請求から40日以内等の支払い期限が設けられており、これらに準じたような形としていただければ問題ありません。	事業契約書(案)第55条、第56条及び第57条をご覧ください。
172	事業契約書（概要案）	4		第11章				責任及び損害等の分担	水量又は水質変動リスクについて、以下のパターンについても貴市がリスクを負担するという認識でよろしいでしょうか。また、②について投入汚泥の受け入れ基準をご教示ください。 ①下水処理場の流入下水が要求水準書に示す流入基準（水量・水質）を超過した場合 ②し尿受入施設への投入汚泥が受け入れ基準を超過した場合	①ご認識のとおりです。 ②投入汚泥については搬入業者と事前に受入量を調整するため1日の受入量の基準を設定しておりません。過去の実績と比較して明らかな増加がやむを得ない場合に、リスクの負担や負担範囲について協議することを想定しています。また、受入する汚泥性状についても基準はありません。汚泥性状の悪化に伴う処理工程への影響については個別協議することを想定しています。
173	優先交渉権者選定基準	7	3	3-2	図表-2	6		情報管理の方針	要求水準書P29では【・・・GISを基盤としたデータベースシステムについても一元的な管理方法を検討する】こととなっていますが、要求水準書通りで検討案を提示する事でよろしいでしょうか。	No. 95の回答のとおり、効率的な運用を行うにあたって、同一システムでの管理へ移行することを想定しています。本要求水準書記載の趣旨としましては、移行への検討、移行した場合の一元的な情報管理方法の検討を意図しています。詳細な内容については、提案をもとに協議により決定することを想定しています。
174	優先交渉権者選定基準	9	3	3-3	(2)			価格評価点の得点化	価格評価を行う対象提案額は、参考見積内訳書における義務事業の合計額という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。義務事業のみ対象とします。
175	提案書作成要領	4	4		(2)	ア	②	企業名の記載	副本では、該当する箇所について墨消し等を行う、とあります。提案項目7の地元企業の活用に関する方針に記載する地元企業の企業名や企業を類推できる記載は、墨消しの対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。	提案グループに所属する地元企業については、墨消しの対象としてください。
176	提案書作成要領	4	4		(2)	ウ	⑤	使用する文字のフォント及びサイズ	「…【様式5-4-1】～【様式5-4-13】で使用する文字のフォント及びサイズはMS 明朝（強調時を除く）及び10pt（図等へ書き込む場合を除く）以上とすること。」とあります。本指定は、タイトルや文章に対するものであり、図表等は、読める事を前提に、この限りではないとの理解でよろしいでしょうか。 また、各様式の添付資料については、文字フォント及びサイズの指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	前者、後者ともに、ご認識のとおりです。
177	提案書作成要領	4	4		(2)	エ	①	編集方法	技術提案書の添付資料については、枚数の制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、添付資料は提案書類の記載内容を補足するものであり、添付資料のみに記載がある内容や添付資料の記載内容が提案となっているものについては評価対象としません。
178	様式集	様式3-1-2						様式3-1-2	維持管理実績を証明する書類とあります。これは、様式3-6-1～3-6-5の業務実績調書に付随する資料のことを指し、様式3-6-1～3-6-5の※注意点3にあるとおり、まずは記載した契約について、契約書の写しを添付すれば維持管理実績を証明する書類は提出しなくても問題ないと理解してよろしいですか。	ご認識のとおりです。
179	様式集	様式3-1-2						様式3-1-2	保証金免除確認のための書類とあります。また、事業契約書（概要案）には、工事以外の業務は契約保証金の納付が免除とあり、応募者の参加資格要件の維持管理業務の実績を有することで、保証金は免除されると推測しています。そうなりますと、様式3-6-1～3-6-5の業務実績調書及び契約書の写しでご確認いただけたと考え、保証金免除確認のための書類は提出しなくても要件は充足されるという理解でよろしいでしょうか。	契約保証金については概要案から修正し契約保証金を求めることとしておりますので、保証金免除確認のための書類については提出不要です。
180	様式集	様式3-1-2						様式3-1-2	維持管理実績を証明する書類の括弧内にある履行証明書の原本というのは、契約書の写しがない場合に、様式3-8の証明書を提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
181	様式集	様式3-7						委任状	当該委任状は、構成員から代表企業への委任状とのことですが、右肩の宛名記載方法として、提案グループ名：●●グループとし、「代表企業 商号又は名称」を「構成員 商号又は名称」と修正して、構成員の社名と構成員の所在地を記載することでよろしいでしょうか。また私儀の右欄は、「代理人」を「受任者」修正し、代表企業社名と氏名を記載の上、「代理人使用印鑑」は「受任者使用印鑑」でよろしいでしょうか。	委任状については、本事業のプロポーザル参加申込に関する一切の権限を委任していることを確認するために提出をいただくもので、様式については必要に応じて修正いただいても構いません。また、「代理人」の表記につきましては「代理人」としても「受任者」としても問題ありません。ただし、提案グループ名、代理人と定める企業、代理人企業の印鑑、委任者となる企業、委任者の印鑑は必ず記入または押印してください。 なお、様式3-7についてはご意見を踏まえ修正します。
182	様式集	様式5-1						企画提案時提出書類一覧表	提出書類の「添付資料」には様式がありません。提案者の独自様式で作成し、ページ数には制限が無いものとして良いですか。	ご認識のとおりです。ただし、添付資料は提案書類の記載内容を補足するものであり、添付資料のみに記載がある内容や添付資料の記載内容が提案となっているものについては評価対象としません。

「新居浜市上工下水道施設包括委託事業」募集要項等に対する質問及び回答

公表用No.	資料名	頁	部	章	節	項	①	項目名	質問事項	回答(公表用)
183	様式集	様式5-4-1～ 様式5-4-13						様式5-4-1～様式5-4-13	当該様式の上段枠内に記載されている説明文は、提案に当たっては削除してよろしいでしょうか。ご教示ください。	削除しても構いませんが、1行目の「【項目●】▲▲▲▲」は残してください。
184	様式集	様式5-4-1～ 様式5-4-13						様式5-4-1～様式5-4-13	各様式の上部にある「評価の視点等」は削除可能との理解でよろしいでしょうか。	【No. 183の回答と同じ。】
185	様式集	様式5-4-1						様式5-4-1～5-4-13まで	企画提案書の頁数は各大項目の中で細分化された項目（①～④等）毎にそれぞれ制限されていますが、各大項目のページ数を上限に、細分化された項目（①～④等）で指定された頁数は、目安として柔軟に対応しても良いでしょうか（限られた紙面を有効に活用したいため）	審査・採点の関係があるため、それぞれ指定したページ数以内でお願いします。
186	様式集	様式5-4-2						様式5-4-2 事業の実施体制	「②統括遂行責任者及び統括責任者の配置計画」とありますが、優先交渉権者決定基準では「統括遂行責任者及び業務主任技術者の配置計画」となっています。統括責任者は、業務主任技術者との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご認識のとおりです。「統括責任者」を「業務主任技術者」に修正します。
187	様式集	様式5-4-2-1						工事を担当する企業⑩工水管路の工事	工水管路の要件については一般の応募時には必要ないとの理解で良いでしょうか。そうしますと、⑩工水管路の工事は空欄としてよろしいでしょうか。	応募時点で担当を予定する企業が決定している場合は記入してください。未定の場合は空欄でかまいません。
188	様式集	様式5-4-3						様式5-4-3 運転管理業務の方針	「処理場施設（下水道）」とは、別紙_募集要項_2-4.本事業の対象施設と概要、にならい、新居浜市下水処理場及びし尿浄化槽汚泥受入施設との理解でよろしいでしょうか。汚水マンホールポンプ場や雨水ポンプ場等、水道施設、工水施設は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。新居浜市下水処理場及びし尿浄化槽汚泥受入施設のことを指します。
189	様式集	様式5-5-2						様式5-5-2 参考見積内訳書	黄色セル以外のセルは、追記・修正できないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
190	様式集	様式5-5-2						参考見積内訳 シート：内訳記入様式（見積上限）	E列の165・166行とE列167・168行の汚水柵設置(DM+CM)の「G-1」と「G-2」は順番が入れ違いとなっておりますでしょうか。	記載が誤りです。募集要項別紙2【表1-1】の表記を正します。
191	様式集	様式5-5-2						内訳記入様式（見積上限）	内訳記入様式（見積上限）には、各年度や項目毎に金額が入力されていますが、様式5-5-3参考見積内訳書チェックシートの記載額以内であれば、各年度や項目毎の金額は、応募者の裁量が認められているとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、各事業区分ごとの総額が募集要項【表3】の金額以下としてください。ただし、様式5-5-2参考見積内訳と内訳記入様式（見積上限）との乖離が各年度や項目毎に大きい場合は市の予算措置にも影響するため、事業契約時に提案額をもとに協議します。
192	様式集	様式5-5-2 様式5-5-3 参考見積内訳						参考見積内訳書チェックシート	エクセルの「内訳記入用紙（見積上限）」の合計欄には各業務の合計がありますが、見積上限額は「様式5-5-3参考見積内訳書チェックシート」の提案上限額であり、上限金額内であれば、この各業務の合計を超過しても良いでしょうか。	様式5-5-3の各業務については上限値を超過しないようにしてください。また、様式5-5-2参考見積内訳と内訳記入様式（見積上限）との乖離が各年度や項目毎に大きい場合は市の予算措置にも影響するため、事業契約時に提案額をもとに協議します。
193	その他								発注者、請負業者、現場技術員による、月1の定例会議の開催予定はありませんか。	定例会議等により情報共有を図る場は必要と考えておりますが、頻度や開催方法については事業者との協議により決定することを想定しています。
194	新居浜市上工下水道施設包括委託事業の実施方針に関する意見・回答	13							本項にて、SPC構成員が応札出来ない工事として、“本事業で実施する詳細設計及び施工管理の対象となる工事のうち、市で入札を実施する工事となります。”とあります。SPCの構成員として地元企業になって頂いた場合、かえって地元企業の受注機会を損なうことになります。優先交渉権者選定基準に地元企業の活用に関する方針の提案項目がありますが、SPCの構成員に地元企業が居るか否かは評価の基準にならない。という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、地元企業を構成企業となることは妨げませんが、工事入札への影響を十分に考慮してください。